

実包等管理帳簿

自	年	月	日
至	年	月	日
住所（実包保管場所）			
氏	名		
電	話	番	号

《帳簿記載は銃砲刀剣類所持等取締法第10の5で義務付けられています。受払の都度記帳して下さい。》

【名称及び住所、銃所持関連番号記載一覧表】

1. 実包等譲受け先及び主な消費場所（射撃場等）

実包等譲受け先	
販売店名	住 所

実包等消費場所	
射撃場名及び猟場名称	住 所

2. 銃番号

銃 番 号	帳簿用略記号
号	
号	
号	
号	
号	

銃 番 号	帳簿用略記号
号	
号	
号	
号	
号	

自宅に実包保管をされる皆様に

“実包と猟銃は別々の場所に保管して下さい。”

1. 保管庫は「堅固な設備に収納し施錠すること。」(火薬類取締法施行規則第16条第5号)
2. 盗難及び火災の防止については、十分ご留意して下さい。
3. 保管庫とは、ロッカー、金庫等の堅固で施錠できる設備をいいます。
実包保管庫の購入は銃砲店・射撃場にご相談ください。
4. 自宅に保管できる最大数量は以下のとおりです。

(火薬類取締法施行規則第15条第1項の表)

貯蔵する火薬類	貯蔵数量
実包・空包	800個
火薬(無煙火薬・黒色火薬)	5kg
銃用雷管	2,000個

5. 「射撃場・狩猟・有害駆除」にでかける場合の注意点
 - ① 実包等は射撃場、狩猟及び有害鳥獣駆除に出かける直前に保管庫から出して下さい。
 - ② 車で移動中等の時は、銃や実包に覆いをかけ車外から見えない措置をして下さい。
 - ③ 射撃場及び狩猟から帰宅したときは、実包は駐車場等の車内に置いたままにしないで自宅内の保管庫に収納して下さい。
 - ④ 実包・空包、火薬、銃用雷管等を保管庫から出し入れするときは、その都度帳簿に記載して下さい。

***** 不用実包等の廃棄は火薬銃砲販売店(日火連広域認定販売店)にご相談ください。*****

【記載例】

実包等管理帳簿(記載例)

管理簿 NO. _____

平成 ____ 年 【譲受別欄】 許可譲受：(キ) 無許可譲受：(ム) 有害駆除譲受：(ユ) 【実包単位：個】 ※帳簿は、最終記載日から3年間保存して下さい。

月 日	譲受別	摘 要	散弾・ライフル			散弾・ライフル			散弾・ライフル			散弾・ライフル			散 弾 +ライフル 合計残数	使用銃記載欄
			適合 実包 (12)			適合 実包 (30-06)			適合 実包 ()			適合 実包 ()				
			受	払	残	受	払	残	受	払	残	受	払	残		
		前 葉 繰 越			0			0								(例)
10 10	ユ	〇〇銃砲火薬店	25		25										25	
10 12		△△地区有害駆除		10	15										15	A
11 5	ム	〇〇銃砲火薬店	50		65										65	
11 7		△△地区有害駆除		10	55										55	A
11 15		〇〇地方(狩猟)		10	45										45	A
〃 〃		〃 残弾(未使用)	5		50										50	
〃 20	キ	〇〇銃砲火薬店	200		250										250	
〃 28		◎◎射撃場		100	150										150	B
〃 29	ム	無許可製造(ハンドロード)より				10		10							160	
〃 30		☆☆地方(狩猟)					5	5							155	C
〃 30		〃 残弾(未使用)				2		7							157	
自宅保管限度数量			散弾・ライフル実包合計800個まで													

銃所持許可証の適合実包を記載する。

使用銃記載欄は銃番号の略号と対比させた略号で記載可

- 注1 摘要は欄の記載は「受」の場合実包等の購入先、「払」は消費射撃場・猟場等を記入して下さい。
- 注2 実包譲受店名及び住所、射撃場名及び住所、猟場の名称等住所をあらかじめ【名称および住所、銃所持関連番号記載一覧表】(1頁)に記載して置いて下さい。
- 注3 射撃場で消費した実包の数量を証明できる「レシート、スコアカード等」を保存して下さい。(レシート等貼り付け帳面等を作成すると便利です。)

実包等管理帳簿

管理簿 NO. _____

平成 ____ 年 【譲受別欄】 許可譲受：(キ) 無許可譲受：(ム) 有害駆除譲受：(ユ) 【実包単位：個】 ※帳簿は、最終記載日から3年間保存して下さい。

月 日	譲受別	摘 要	散弾・ライフル			散弾・ライフル			散弾・ライフル			散弾・ライフル			散 弾 +ライフル 合計残数	使用銃記載欄
			適合 実包 ()			適合 実包 ()			適合 実包 ()			適合 実包 ()				
			受	払	残	受	払	残	受	払	残	受	払	残		
		前 葉 線 越														
自宅保管限度数量			散弾・ライフル実包合計800個まで													

注1 摘要は欄の記載は「受」の場合実包等の購入先、「払」は消費射撃場・猟場等を記入して下さい。
 注2 実包譲受店名及び住所、射撃場名及び住所、猟場の名称等住所をあらかじめ【名称および住所、銃所持関連番号記載一覧表】(1頁)に記載して置いて下さい。
 注3 射撃場で消費した実包の数量を証明できる「レシート、スコアカード等」を保存して下さい。(レシート等貼り付け帳面等を作成すると便利です。)

銃用雷管・獵用火藥管理帳簿

銃用雷管・猟用火薬管理帳簿

管理簿 NO. _____

平成 ____ 年 【譲受別欄】 許可譲受：(キ) 無許可譲受：(ム) 有害駆除譲受：(ユ) ※帳簿の保存期間は記載の日から2年間。(実包帳簿は3年間です。)

月 日	譲受別	摘 要	無 許 可 製 造 実 包 種 類	銃用雷管(単位:個)			火薬(単位:グラム)			備 考
				受	払	残	受	払	残	
		前 葉 繰 越								
自宅保管限度数量				銃用雷管2,000個まで			火薬5,000グラムまで			

無許可製造の実包は散弾実包・ライフル実包の帳簿の受け入れ欄に記載して下さい。

注1 摘要は欄の記載は「受」の場合実包等の購入先・ハンドロード等を記入、「払」は消費射撃場・猟場等を記入して下さい。又、無許可製造は一日100個以下です。
 注2 実包譲受店名及び住所、射撃場名及び住所、猟場の名称等住所をあらかじめ【名称および住所、銃所持関連番号記載一覧表】(1頁)に記載して置いて下さい。

猟銃等による事故防止のために、次のことを遵守して下さい。

【射撃場における安全射撃10則】

“正しいマナーで 楽しい射撃”

—指定射撃場内では、管理者・指導員の指示に従い、事故防止に努めましょう—

- 1 銃を手にしたときは、まず実包が装てんされていないか確認すること。
- 2 銃口は、絶対に人のいる方向に向けないこと（矢先の安全確認の励行）
- 3 射台又は指定された場所以外では、銃を構えないこと。
- 4 跳弾のおそれのあるものに向けての発射は、絶対にしないこと。
- 5 射撃する場合以外は、用心金の中に指を入れないよう習慣づけること。
- 6 射台に入り発射できる状況まで、実包を装てんしないこと。
- 7 射台を離れる時は、必ず脱包し、実包が装てんされていないことを確認する。
- 8 不発弾は、慎重に取り扱い、適正な処置を行うこと。
- 9 実包の貸し借りは、絶対にしないこと。（火薬類取締法違反になる。）
- 10 射撃場内で銃を携帯し、又は銃架に置くときは、必ず機関部を解放しておくこと。

（社団法人 全日本指定射撃場協会「猟銃等取扱いの知識と実際」より）

狩猟事故の三大原因

…その防止と心がまえ…

- 1 **脱包の励行**
装填は、発射直前、脱包は、発射の機会が遠のいた直後に行う。
- 2 **矢先の安全確認**
猟野の地形、農林業者の有無、同僚の位置等に常に留意すること。
- 3 **転倒・転落に注意**
猟野には急坂、凸凹があり、転倒し易いので、履物等に十分注意する。

（社団法人 大日本猟友会「狩猟事故例集」より）

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

第38条 日出前及び日没後は、銃猟をしてはならない。

- 2 住居が集合している地域若しくは広場、駅その他の多数の者の集合する場所において、又は弾丸の到達するおそれのある人、飼養若しくは保管されている動物、建物若しくは電車、自動車、船舶その他の乗物に向かって、銃猟をしてはならない。

緊急時連絡先一覧

緊急時連絡先	電 話 番 号
警 察 署	()
銃 砲 販 売 店	()
	()
	()
	()
	()

実 包 等 管 理 帳 簿

一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
〒106-0041
東京都港区麻布台2-3-22 一乗寺ビル3階
電 話 03-5549-9041
F A X 03-5549-9042